

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後		改 正 前
		次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの	次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	
〔一・二 略〕		〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕	〔一・二 同上〕
三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）	三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）
四	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
五	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
六	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
七	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
別表	区域	電気通信事業者	区域	電気通信事業者
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。				

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）中第十二条の二及び第二十三条の改正規定の施行の日から施行する。